

第1部 捜査

第1章 強制捜査と任意捜査

第1節 「強制の処分」(197条1項但書)

ある捜査活動が「強制の処分」に該当した場合に、それが現行刑訴法で法定されている強制処分の類型に該当するのであれば、当該捜査活動には刑訴法上の「特別の定」があることになるから、強制処分法定主義(197条1項但書)には反しない。もっとも、現行刑訴法で定められている既存の強制処分の全てについて、その手続(要件)として令状主義が定められているから(憲法35条、刑訴法218条等)、当該捜査活動がその類型に応じた令状に基づかないで行われたのであれば、令状主義に反するという意味で違法となる。

これに対し、ある捜査活動が「強制の処分」に該当した場合に、現行刑訴法で法定されている強制処分の類型に該当しないのであれば、当該捜査行為は、現行刑訴法上に「特別の定」がない「強制の処分」として、強制処分法定主義に反することになる。もっとも、令状主義違反とはならない。

[論点1] 意思制圧説

有形力行使類型(物理的な有形力の行使等、警察官の行為が直接に相手方に向けてなされるような場合)では、意思制圧説を用いる。

「強制の処分」とは、個人の意思を制圧し、身体・住居・財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味する。¹⁾

このような方法ないし態様の手段については、議会による民主的統制及び令状審査による司法的統制に服せしめるべきだからである。

[論点2] 重要権利利益実質的侵害説

盗聴等類型(相手方が認識していない状態で行われる処分)では、重要権利利益実質的侵害説を用いる。

「強制の処分」は、強制処分法定主義及び令状主義によって保護されるべき重要な権利・利益を制約する処分に限られるべきだから、個人の意思に反し重要な権利・利益を実質的に制約する処分を意味すると解する。

[図解] 「重要な権利・利益の実質的な制約」

- ① 「権利・利益の制約」
 - ➡ 「権利・利益」としての要保護性
 - ➡ 「相手方の意思に反する」
- ② 「権利・利益」の重要性
- ③ 「権利・利益」の制約が「実質的」であること
 - ➡ 制約の程度・態様に着目する

¹⁾ 「強制の処分」該当性は原則として事前の類型的判断であるが、[論点1]の判断基準が適用される場面では事後の個別的判断である。

A 総まくり 1~11 頁

A

最決 S51.3.16・百1

A

「個人の意思」は「合理的に推認される個人の意思」を意味する。

[例 1] 宅配便荷物のエックス線検査

「本件エックス線検査は、…その射影によって荷物の内容物の形状や材質をうかがい知ることができる上、内容物によってはその品目等を相当程度具体的に特定することも可能であって、荷送人や荷受人の内容物に対するプライバシー等を大きく侵害するものであるから、検証としての性質を有する強制処分に当たるものと解される。」

A

最決 H21.9.28・百 29

[例 2] GPS 捜査

「GPS 捜査は、対象車両の時々刻々の位置情報を検索し、把握すべく行われるものである」という「性質上、公道上のもののみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にする」ものであるから、①「個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴う」ものとして「個人のプライバシーを侵害し得るものである」とともに、②「そのような侵害を可能とする機器を個人の所持品に秘かに装着することによって行う点において、…公権力による私的領域への侵入を伴うものというべきである。」

A

最大判 H29.3.15・百 30

そうすると、GPS 捜査は、「合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入する」ことにより、「個人の意思を制圧して」憲法 35 条の保障対象に含まれる『住居、書類及び所持品』…に準ずる私的領域に『侵入』されることのない権利」という「憲法の保障する重要な法的利益を侵害するものとして、刑訴法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制の処分に当たる（最高裁昭和 50 年（あ）第 146 号同 51 年 3 月 16 日第三小法廷決定・刑集 30 卷 2 号 187 頁参照）…。」²⁾

[論点 3] 平成 29 年大法廷判決

A

盗聴等類型（相手方が認識していない状態で行われる処分）では、平成 29 年大法廷判決の判断枠組みを用いることも可能である。

最高裁昭和 51 年決定は、「強制の処分」の要素として、「個人の意思を制圧」及び「身体・住居・財産等に制約」を挙げている。

前者は、現実に意思を制圧する事態を観念できない行為類型との関係では、合理的に推認される個人の意思に反してという意味に読み替えられる。

後者は、憲法 33 条及び同法 35 条が保障する重要で価値の高い法的利益の例示であるといえる。

そこで、「強制の処分」とは、個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害する処分を意味し、前者の要件については、現実に意思を制圧する事態を観念できない行為類型との関係では、合理的に推認される個人の意思に反してという意味に読み替えられると解する。

²⁾ 本判決における「個人の意思を制圧して憲法の保障する重要な法的利益を侵害する」か否かという判断基準は、重要権利利益実質的侵害説・意思制圧説と一応区別される。

第4節 逮捕に伴う捜索・差押え

A 総まくり 80~88 頁

1. 逮捕に伴う無令状捜索・差押えの根拠

A

相当説（合理説）と緊急処分説が対立している。

[相当説]

220 条 1 項 2 号・3 項の趣旨は、逮捕の現場には証拠が存在する蓋然性が一般的に高く、令状裁判官の事前審査を介さなくても捜索・差押えの「正当な理由」が一般的に認められるという考えにある。

[緊急処分説]

220 条 1 項 2 号・3 項の趣旨は、逮捕の現場には証拠が存在する蓋然性が一般的に高いことに加え、被逮捕者による証拠隠滅を防止して証拠を保全する緊急の必要性にも求められる。

このように、緊急処分説も、逮捕の現場に証拠が存在する蓋然性が一般的に高いことを前提としているから、相当説と緊急処分説の差異は、令状主義の例外である無令状捜索・差押えを、事前に裁判官の令状を得ることが不可能な緊急状況に限定すべきか否かという点に関する考え方の違いにあることになる。

[いずれの見解によるべきか]

確かに、憲法 35 条が令状主義を原則としていると理解するならば、その例外を限定的に理解する緊急処分説のほうが令状主義の趣旨により適合的であるといえる。

しかし、憲法 35 条は、令状による捜索差押えと逮捕に伴う無令状捜索差押えについて、原則例外の関係ではなく、並列の関係と理解していると解することも可能である。

しかも、無令状捜索差押えにおいて省略されている令状審査は蓋然性審査であるところ、緊急の必要性の存在が蓋然性審査に代替する事情になるとは考え難い。

そこで、相当説によるべきであると考ええる。

2. 「逮捕する場合」（時間的限界）

A

緊急処分説からは、緊急の必要性が認められる時間的範囲でのみ無令状捜索・差押えが許容されるから、証拠存在の蓋然性の高さのみを根拠とする相当説に比べて、逮捕との時間的接着性が厳格に要求される。

[相当説]

220 条 1 項 2 号・3 項の趣旨は、逮捕の現場には証拠が存在する蓋然性が一般的に高いため事前の令状審査を必要としないことにあるところ、この蓋然性は逮捕着手の前後で変化するものではない。

そこで、「逮捕する場合」とは、その文理ゆえに逮捕との時間的接着を要するが、逮捕着手時との前後関係は問わないと解する。

[緊急処分説]

220 条 1 項 2 号・3 項の趣旨は、逮捕の現場には証拠が存在する蓋然性が一般的に高いことに加え、被逮捕者による証拠隠滅を防止して証拠を保全する緊

最大判 S36.6.7・百 A7

急の必要性にも求められる。

そうすると、「逮捕する場合」は、こうした緊急性がある場合に認められるから、原則として、逮捕着手が先行し、かつ、逮捕と時間的に接着している場合に肯定されると解すべきである。

もっとも、例外として、逮捕着手前でも、被疑者がその場に現在し、かつ、逮捕着手が現実に見込まれる場合（逮捕着手直前）であれば、被疑者による証拠隠滅を防止すべき緊急の必要性があるといえるから、「逮捕する場合」が認められると解する。

3. 「逮捕の現場」（場所的限界）

「逮捕の現場」は、無令状捜索・差押えを実施する主体である捜査官の居るべき場所（＝無令状捜索・差押えの実施場所）を意味する。

もっとも、場所に設置されているロッカー・タンスのように、中身の確認を観念できる器的な物に対する無令状捜索を実施する場合、捜索客体であるロッカー等が「逮捕の現場」に含まれるのかも問題になるという意味で、「逮捕の現場」は実施場所のみならず実施客体をも含んだ要件として機能することがある。

（1）相当説

〔論点 1〕 管理権の同一性

220 条 1 項 2 号・3 項の趣旨は、逮捕の現場には証拠が存在する蓋然性が一般的に高いため事前の令状審査を省略できることにある。

そこで、「逮捕の現場」は、仮に令状が発付された場合に捜索・差押えが可能な範囲、すなわち、逮捕の場所と同一の管理権が及ぶ空間的範囲を意味すると解する。¹⁾

〔論点 2〕 第三者に属する場所

220 条 1 項 2 号・3 項の趣旨は、逮捕の現場には証拠物が存在する蓋然性が一般的・類型的に高いという考えにある。

そして、第三者に属する場所も、そこで逮捕が実施されたのであれば、上記意味での蓋然性が認められる。

そこで、第三者に属する場所も「逮捕の現場」に含まれ得ると解する。

そして、222 条 1 項・102 条 2 項により、「押収すべき物の存在を認めるに足りる状況」が積極的に認められることが必要とされる。²⁾

〔論点 3〕 逮捕行為が行われた場所から被疑者を移動させた上で被疑者の身体・所持品について無令状捜索・差押えを実施する場合

220 条 1 項 2 号・3 項の趣旨は、逮捕の現場における証拠存在の蓋然性の高さにあるところ、被疑者の身体・所持品中の証拠存在の蓋然性の高さは被疑者の場所を移動しても変化するものではない。

A

B

A

最決 H8.1.29・百 25

¹⁾ 被疑者の身体・携帯品を捜索対象とする事案では、管理権の同一性だけによる説明に馴染まないため、「被疑者の身体及び携帯品のほか、逮捕地点を起点として同一の管理権が及ぶ範囲内の場所」（判例講座 I 156 頁）という定義を使うべきである。

²⁾ 相当説でいう「蓋然性が一般的・類型的に高い」は、蓋然性の推定を意味するほど高度のものではないから、第三者の場所に対する捜索には、102 条 2 項が準用されるのである。

第2章 公判準備

第1節 被告人の勾留と保釈

B 総まくり 135～138 頁

1. 被告人の勾留

(1) 勾留の開始

- ・ 検察官が公訴を提起した場合、受訴裁判所は、検察官による勾留請求を要することなく、職権で、起訴後勾留（被告人の勾留）をするかどうかを決定する（205条3項、280条2項）。
- ・ 被疑者勾留中に同一の犯罪事実について起訴された場合、起訴と同時に、特別な手続を要することなく、被疑者勾留から被告人勾留に切り替わる（208条1項、60条2項）。

(2) 勾留の要件

- ① 勾留の理由（60条1項柱書、60条1項各号）
- ② 勾留の必要性（87条1項参照）

(3) 勾留期間

- ・ 勾留期間は2カ月である（60条2項）。
- ・ 勾留期間は、「特に継続の必要がある場合」には、具体的にその理由を附した決定により、1か月ごとに更新することができる（62条2項）。

(4) 被疑者勾留との違い

- ・ 勾留の開始（上記（1））
- ・ 逮捕前置主義が妥当しない（上記（2）参照）
- ・ 勾留の期間（上記（3））
- ・ 接見指定（39条）が認められない
- ・ 保釈制度がある（88条以下）

2. 保釈

被告人勾留については、被疑者勾留と異なり、保釈が認められる（88条以下）。保釈とは、一定額の保証金の納付を条件に勾留の執行を停止することである。

(1) 権利保釈（必要的保釈）

ア. 原則

裁判所は、88条所定の者から保釈の請求があった場合には、原則として保釈を許さなければならない（89条柱書）。

これは、第1審で有罪判決が言い渡されるまでは無罪推定が働いている被告人の地位に配慮したものである。

それ故に、第1審で禁錮1年以上の刑に処する判決の宣告があったときは、権利保釈の余地が無くなり、裁量保釈の余地があるにとどまることとなる（344条）

イ. 例外

以下の除外事由が該当する場合には、権利保釈は認められない（90条各

号)。¹⁾

①被告人が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき（1号）

➡権利保釈の除外事由の判断でも事件単位の原則が機能するから、1号該当性は勾留の基礎となっている罪を基準として判断される。例えば、Vに対する強盗致傷罪と恐喝罪とで起訴されているが、勾留の基礎となっているのは恐喝罪だけで場合には、1号には該当しない。

②被告人が前に死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき（2号）

③被告人が常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき（3号）

➡権利保釈の除外事由の判断でも事件単位の原則が機能するから、3号該当性は勾留の基礎となっている罪を基準として判断される。

④被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき（4号）

➡想定される罪証隠滅の対象、態様、余地（客観的可能性・実効性）、及び主観的可能性という4つの考慮要素により判断という点では、被疑者勾留の理由である罪証隠滅のおそれと共通する。もっとも、起訴罪証隠滅のおそれは手続の進展段階に応じて変動しうるものであり、起訴後は、捜査段階に比べて事案解明のための証拠収集自体が完了しているのが通常であるから、罪証隠滅のおそれは一般的に低下している。特に、公判前整理手続による争点・証拠の整理が進んでいたり、それを終えている場合における罪証隠滅のおそれの判断では、以下の特殊性を踏まえる必要がある。

⑤被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき（5号）

⑥被告人の氏名又は住居が分からないとき（6号）

（2）裁量保釈（職権保釈）

- ・権利保釈の除外事由が認められる場合であっても、保釈請求がない場合であっても、裁判所の職権による裁量保釈が認められる余地がある（90条）。
- ・90条でいう「相当と認めるとき」とは、裁判所の完全な自由裁量を認める趣旨ではないから、裁判所による裁量保釈についての判断は合理的なものであることを要する。
- ・権利保釈の判断では、㉞「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度」、㉟「身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防衛の準備上の不利益の程度」、及び㊱「その他の事情」を考慮する。

➡権利保釈の除外事由（89条各号）に該当する場合は、原則として保釈が

¹⁾ 「被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき」は、勾留の理由（60条1項3号）として定められているが、権利保釈の除外事由としては定められていない。もっとも、裁量保釈の判断では、保釈不許可の方向に働く事情として考慮される（池前274条、条解190頁参照）。

適当でないとされるのだから、裁量保釈が認められるためには、上記の要素を考慮して「保釈を相当する特別の事情」があると判断できることが必要であると解すべきである。

〔論点 1〕 勾留の基礎とされていない犯罪事実まで考慮することの可否

確かに、権利保釈の判断においても事件単位の原則を及ぼすべきであるから、権利保釈の判断では、直接考慮することができるのは勾留の基礎とされている犯罪事実に限られる。

したがって、勾留の基礎とされていない犯罪事実を、勾留の基礎とされている犯罪事実から独立させた形で考慮することは許されない。

しかし、勾留の基礎とされている犯罪事実についての事案の内容・性格、被告人の経歴・行状・性格等を考慮する際の一資料として勾留の基礎とされていない犯罪事実を考慮することは許される。

B

最決 S44.7.14・百 A28

〔論点 2〕 再犯のおそれを考慮することの可否

確かに、再犯防止については、89 条各号で言及されていないから、権利保釈の直接的な除外事由に位置づけることはできない。

しかし、裁量保釈の許否の判断の際に、「被告人が逃亡…するおそれの程度」や被告人が出頭しないおそれの程度（「その他の事情」）を判定する際の一資料として考慮することは可能である。

C

高松高決 S39.10.28

(3) 義務的保釈

裁判所は、勾留による拘禁が不当に長くなったときは、88 条に規定する者の請求により、又は職権で、決定により勾留を取り消し、又は保釈を許さなければならない (91 条)。

上記の「勾留を取り消し」と「保釈」のうち、「保釈」が義務的保釈と呼ばれるものである。

第3章 伝聞法則

第1節 伝聞・非伝聞の区別

A 総まくり 175～194 頁

1. 伝聞法則

A

伝聞証拠は、原則として証拠能力を有しない（320条1項）。

伝聞法則の趣旨は、公判廷外供述については人の知覚・記憶・表現・叙述の各過程の正確性を反対尋問等により吟味・確認できないため、類型的に事実認定を誤る危険があるという考えにある。

そこで、伝聞証拠に当たるかは、要証事実との関係で公判廷外供述の内容の真実性が問題となるかどうかで判断するべきである。

2. 伝聞・非伝聞の区別

A

「要証事実との関係で公判廷外供述の内容の真実性が問題となる」とは、証拠の使い方を前提とした推認過程における証拠の直接の立証事項という意味での要証事実が公判廷外供述の主体が知覚・記憶・表現・叙述した事実である場合のことである。

[思考過程]

A

伝聞・非伝聞の区別においては、要証事実を正確に把握することが重要であり、論文試験の採点においても、要証事実そのものの正確性と、要証事実を導く過程の正確性・説得力が重視されている。思考・説明の過程は以下の通りである。

①証拠に対応する主要事実の確定（当該証拠により窮極的に立証しようとしている主要事実は何かを確定する）

➡原則として、立証趣旨に従う

②①で確定した主要事実を証明するための証拠の使い方を確定

➡原則として、立証趣旨に従う

事案によっては推認過程の合理性が問題となる

③②の推認過程における当該証拠の直接の立証事項（証拠から最も近い事実）を要証事実として把握する

④③の要証事実が公判廷外供述の内容であれば伝聞

➡要証事実が公判廷外供述の主体が知覚・記憶・表現・叙述した事実であれば、伝聞である

1. 要証事実の意味

要証事実とは、証拠の直接の立証事項である。すなわち、「証拠の使い方」を前提とした「推認過程」における証拠の直接の立証事項を意味する。

ある主要事実を立証するための証拠の使い方を前提とした推認過程において、証拠から最も近い事実、というイメージである。

2. 証拠の使い方を確定する

「要証事実」を設定するためには「推認過程」を組み立てる必要があり、「推

認過程」を組み立てるためには「証拠の使い方」を確定する必要がある。

「証拠の使い方」は、「当該証拠を、いかなる主要事実を証明するために、どのように使うのか」である。これは、①証拠と主要事実の対応関係と、②①の主要事実を立証するための証拠の使い方（証拠構造）に分類される。

②の使い方には、直接証拠型・間接証拠型・補助証拠型がある。

3. ①証拠と主要事実の対応関係

(1) まず初めに、公訴事実に係る主要事実を確認する。例えば、詐欺既遂罪であれば、欺罔行為、錯誤、交付行為、因果関係、故意、不法領得の意思である（厳密には、罪体と区別された、被告人の犯人性も挙げられる。）。

(2) 次に、検察官の立証趣旨に従って、証拠と主要事実の対応関係を確定する。例えば、立証趣旨が「欺罔行為」や「欺罔行為に該当する具体的事実」という表現のものであれば、原則として、その証拠は欺罔行為を立証するための証拠に位置づけられることになる。

(3) もっとも、立証趣旨に従った①の確定には、以下の例外がある。

ア. 問題文に検察官の立証趣旨が記載されていない場合

まず、罪状認否と自白の有無・内容に照らし、証明の必要性が顕在化している主要事実を明らかにする。

次に、証拠の獲得状況、当該証拠の内容と証明の必要性が顕在化している主要事実の関連性などから、①を確定する。

イ. 立証趣旨が間接事実を指している場合

まず、罪状認否と自白の有無・内容に照らし、証明の必要性が顕在化している主要事実を明らかにする。

次に、立証趣旨が指している間接事実と証明の必要性が顕在化している主要事実の関連性などから、①を確定する。

ウ. 検察官の立証趣旨を前提にするとその証拠が無意味になる場合

まず、罪状認否と自白の有無・内容に照らし、証明の必要性が顕在化している主要事実を明らかにする。

次に、証拠の獲得状況、当該証拠の内容と証明の必要性が顕在化している主要事実の関連性などから、①を確定する。

4. ②①の主要事実を立証するための証拠の使い方（証拠構造）の確定

(1) 立証趣旨が間接事実を指している場合

ア. 原則として、立証趣旨に従って②の使い方を確定する

立証趣旨が間接事実⑦を指しているということは、検察官は、証拠によって直接又は間接に間接事実⑦を証明した上で、①の主要事実を推認するという間接証拠型を想定している。したがって、少なくとも、証拠から①の主要事実の立証に至る過程に間接事実⑦が介在している推認過程を組み立てる必要がある。

この推認過程は、主要なものとしては、(i) 証拠→間接事実⑦→主要事実①、(ii) 証拠→間接事実④→間接事実⑦→主要事実①、(iii) 証

事案によっては、「被告人による欺罔行為」というように、罪体と犯人性を結合させて主要事実を把握することもある。

立証趣旨は、検察官請求証拠についていえば、争点となっている主要事実を立証するための証拠の使い方の指針、である。

拠→間接事実⑦→間接事実④→主要事実①、(iv) 証拠→間接事実④→
間接事実⑦→間接事実⑦→主要事実①の4つに分類できる。

証拠と間接事実⑦の関連性(証拠から直接に間接事実⑦を立証できるか)と間接事実⑦と主要事実①の関連性(間接事実⑦から主要事実①を直接に推認できるか)から、(i)～(iv)を選択する。

イ. 例外として、立証趣旨を無視して②の使い方を確定する場合

検察官の立証趣旨を前提にするとその証拠が無意味になるときは、立証趣旨を無視して②の使い方を確定することになる。

立証趣旨が間接事実を指している場合において、検察官の立証趣旨を前提にするとその証拠が無意味になるときとしては、(i) 証拠によって間接事実⑦を証明することができない、(ii) 証拠によって証明できる間接事実⑦によって主要事実①を合理的に推認することができないという2つの場面がある。

いずれの場面でも、証拠から①の主要事実の立証に至る過程に間接事実⑦が介在してしてはならない。

そこで、②の使い方としては、(ア) 直接証拠型か、(イ) 間接証拠型のうち、証拠から主要事実①の立証に至る過程に間接事実⑦が介在しない推認過程を前提とした使い方を選択することになる。

(2) 立証趣旨が主要事実を指している場合

②の使い方には、直接証拠・間接証拠・補助証拠の3つがある。もっとも、補助証拠として使う場合には立証趣旨で「供述の信用性を争うため/回復するため」などと表現されるはずだから、(2)の場合における②の使い方としては、通常、実質証拠(直接証拠・間接証拠)を想定すればよい。

まず、直接証拠型/間接証拠型のいずれかを選択する。選択過程では、証拠と主要事実①の関連性を考える。証拠に、間接事実による推認を介すことなく直接に主要事実①を証明できるだけの推認力(証明力)があれば、直接証拠型を選択する。そのような推認力(証明力)がないのであれば、間接証拠型を選択する。

次に、間接証拠型を選択した場合には、いかなる間接事実の立証を媒介として主要事実①を合理的に推認することができるかという観点から、証拠から主要事実①の立証に至る推認過程を組み立てる。

5. 要証事実の確定

②の使い方における証拠の直接の立証事項を要証事実として確定する。

その上で、要証事実が公判廷外供述の主体が知覚・記憶・表現・叙述した事実であるかにより、「要証事実との関係で公判廷外供述の内容の真実性が問題となる」場合であるかを判断し、伝聞/非伝聞の結論を示す。

[証拠の使い方]

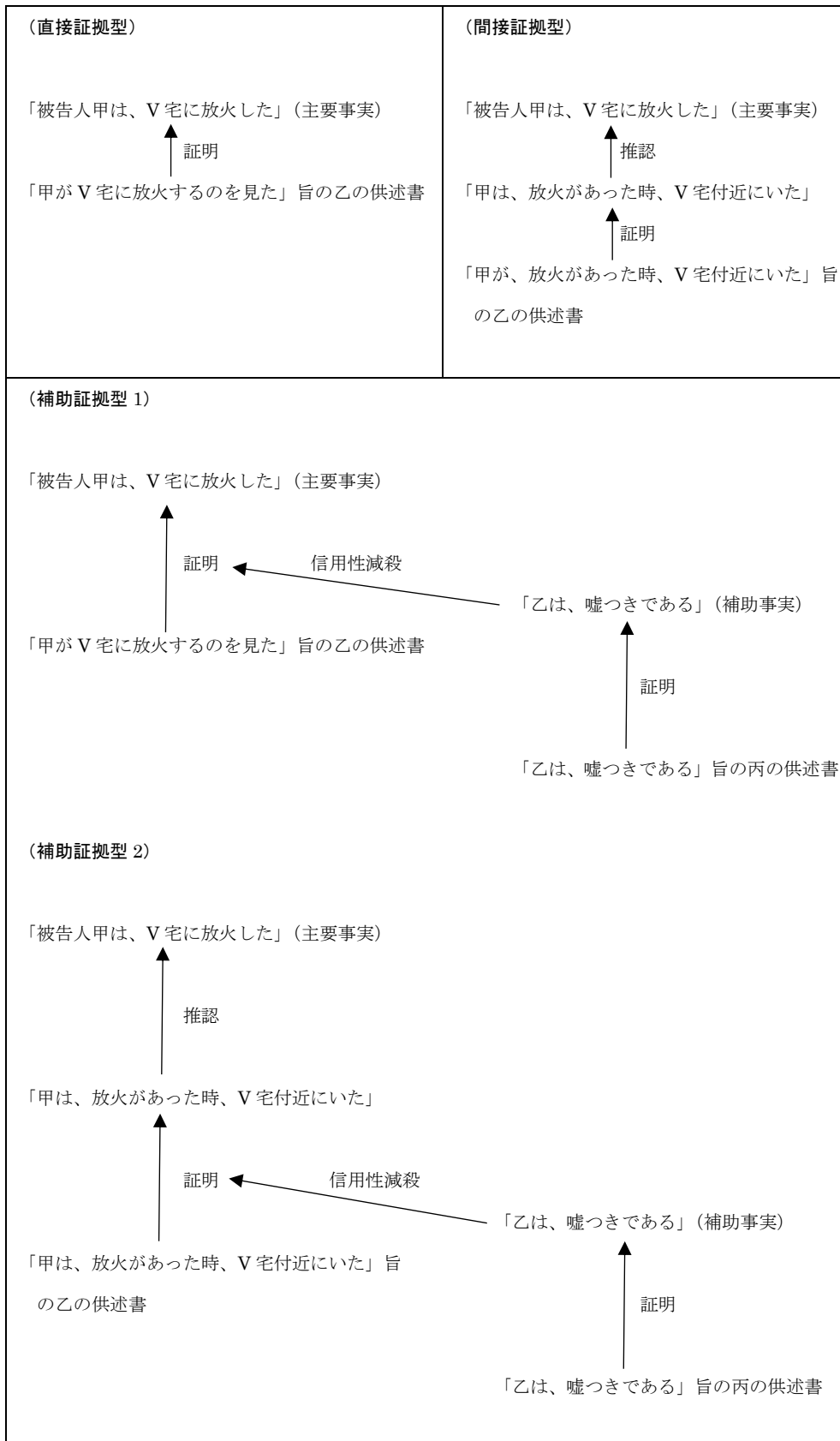
検察官立証において、検察官請求証拠は、被告人を有罪にするために、窮極において主要事実を立証するためにその取調べが請求される。

(ii)は、間接事実の推認力がゼロである場合のほか、間接事実による推認過程が経験則に合わない不合理(不確かな)なものとして禁止される場合(推認力が弱い)も含む。

この場合、(ア) 直接証拠型を選択することになるのが通常である。

A

主要事実を立証するための証拠の使い方には、直接証拠型・間接証拠型、補助証拠型（直接証拠・間接証拠のいずれかに属する）がある。



3. 立証趣旨の拘束力

立証趣旨とは、当該証拠の取調べ請求をした当事者が明示した「証拠と証明すべき事実との関係」を意味する（316条の5第5号、規則189条1項参照）。

A